

## 横須賀市立市民病院院内感染対策要綱（抜粋）

病院内で問題となる感染症の発生は、入院中の治療や処置に関連した感染、市中感染の院内持込による感染などがある。病院では、これらの感染症の発生を予防し、感染症が発生した際にはその拡大を防ぐことが重要となる。院内感染防止が有効に機能すれば、医療の質の向上が可能になり、さらに医療従事者の安全も向上する。この要綱は、横須賀市立市民病院での院内感染の発生防止および制圧を目的として定める。

### 院内感染対策に関する基本方針

病院内感染の予防のために標準予防策をとる。患者の状況に応じ、標準予防策に加え、感染経路別予防策をとる。病院内感染発生の際には、感染拡大の防止、原因の特定、終息に努める。この基本姿勢に基いた医療を提供するために本指針を作成する。

上記を実行するために、感染対策室・院内感染対策委員会・院内感染対策チーム・抗菌薬適正使用支援チーム・看護部感染管理委員会を設置する。

### 研修に関する基本方針

感染防止のための基本的な知識、考え方および具体的な方策について理解することを目的として、感染に係る講習会を年2回以上開催する。新規採用者への教育研修をはじめとした感染に係る職員研修・教育を定期的に行い、講習会及び委員会等の内容については記録・保存し、職員による事後の閲覧を可能とする。

### 感染症発生状況報告に関する基本方針

院内で定められている報告すべき感染症の発生またはその疑いが生じた際には、報告フロー図に従い、当該病棟責任者は直ちに感染対策室に連絡する。必要な場合、管理者（病院長）及び院内感染対策委員会に報告する。また院内・市中の感染症や発生状況を職員に周知し、院内での感染拡大の防止に努める。医療に関する法律に定められた届出、報告を関係行政機関に速やかに行なう。

### 院内感染発生時の基本方針

院内での感染発生時には、発生した部署の職員が直ちに感染対策室へ報告する。感染対策室はその状況及び対応策を管理者（病院長）及び院内感染対策委員会へ報告する。速やかに発生の原因を究明し、対策を講じる。

重大な集団院内感染発生等の緊急時においては、専門チームを立ち上げ、調査、分析を行い、感染拡大の抑制策を立案、実行する。必要であれば、保健所等の外部機関と協議し、院外の専門家の協力も仰ぐ。

### **患者等の閲覧についての基本方針**

本指針は病院のホームページに掲載し、患者または家族が閲覧できるものとする。必要な場合は患者・家族へ感染防止対策の目的・意義について説明を行い、理解と協力を得ることに努める。

### **感染防止対策推進への基本方針**

院内感染対策諸マニュアルを各部署に常置するとともに、職員はこれを理解し遵守する。マニュアルの整備・改正を必要に応じて行い、その内容について職員への周知を徹底する。院内感染対策チームは定期的な院内巡視を行い、各部署の状況を把握し、院内感染対策委員会に報告する。改善が必要な場合、その方法等について指導を行なう。

平成 14 年（2002 年）7 月 25 日施行

平成 14 年（2002 年）7 月 25 日施行

平成 19 年（2007 年）4 月 1 日改定

平成 22 年（2010 年）4 月 1 日改定

平成 23 年（2011 年）7 月 26 日改定

平成 26 年（2014 年）10 月 21 日改定

平成 28 年（2016 年）5 月 31 日改定

平成 29 年（2017 年）10 月 30 日改定

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日改定